〇七ヶ浜町事業継続地域支援金交付要綱

令和２年６月８日告示第８０号

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により特に大きな影響を受けている、町内の中堅企業、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業主のうち、交付対象者に対して、事業の継続を支えるために支援金を交付するものとし、その交付に関しては、七ヶ浜町補助金交付規則（令和２年七ヶ浜町規則第１３号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象者）

第２条　支援金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次の第１号及び第２号のいずれにも該当しなければならず、かつ、申請者が中小法人等の場合には第３号及び第４号、個人事業者の場合には第５号に定める要件に該当しなければならない。

(1)　令和２年３月以前から事業により事業収入（中小法人等の場合には、確定申告書（法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第１項３１号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。）別表第１における売上金額欄に記載されるものと同様の考え方によるものとし、個人事業者の場合には、確定申告書（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２条第１項第３７号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。）第１表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定式によるものとし、令和元年の年間事業収入は当該欄に記載されるものを用いることとする。以下同じ。なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。）（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

(2)　令和２年１月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が２０％以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、令和２年１月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が２０％以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、対象月の事業収入については、新型コロナ感染症対策として、国又は地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出することができる。

（3)　令和２年４月１日時点において、次のイ又はロのうちいずれか一つの要件を満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

　　イ　資本金の額又は出資の総額が１０億円未満であること

　ロ　資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する　従業員の数が２，０００人以下であること

(4)　令和２年６月１日以前から七ヶ浜町内に３ヶ月以上法人登記されてい　る事業所であり、かつ申請する月まで同一の事業を営んでいること

(5)　令和２年６月１日以前から七ヶ浜町内に３ヶ月以上営む事業所等があり、かつ申請する月まで同一の事業を営んでいること

２　前項第１号において、青色申告を行っている個人事業者の場合は、前年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いること。ただし、青色申告を行っている者で、次に掲げる事項のいずれかを満たす者の場合は次項によるものとする。

(1)　所得税青色申告決算書を提出しないことを選択した場合

(2)　所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合

(3)　相当の事由により当該書類を提出できない場合

３　第１項第２号において、白色申告を行っている個人事業者の場合、令和元年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

（交付額）

第３条　支援金の交付額は２０万円とする。

（交付申請）

第４条　支援金の申請期間は、令和２年６月８日から令和３年１月１５日までとする。

２　申請者は、申請期間内に交付申請書（様式第１号）、宣誓書（様式第２号）及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類等その他町長が必要と認めるものを提出することにより、申請を行うものとする。

(1)　中小法人等

イ　対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表第１の控え（収受日付印が押印されていること（ｅ－Ｔａｘによる申告の場合は、「受信通知」を添付すること））及び法人事業概況説明書の控え

ロ　対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の対象月　の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）

ハ　法人名義の振込先口座の通帳の写し

(2)　個人事業者であって青色申告を行っている場合

イ　令和元年分の確定申告書第１表の控え（収受日付印が押印（税務署にお　いてｅ－Ｔａｘにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、ｅ－Ｔａｘによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。ただし、収受日付印（税務署においてｅ－Ｔａｘにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知」（以下「収受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その２所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができる。この場合、収受印等のない確定申告書第１表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができる。なお、収受日付印等が存在せず、「納税証明書（その２所得金額用）」による代替提出もない場合であっても申請は可能であるが、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要する。また、確認の結果給付金の給付ができない場合がある。以下同じ。）及び所得税青色申告決算書の控え（青色申告決算書の控えは提出しないことを選択することができる。ただし、この場合、次号によるものとする。）

ロ　対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の令和２　年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも可能とする。以下同じ。）

ハ　申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

二　別表第１に定める本人確認書類のいずれかの写し

ホ　七ヶ浜町内で事業を営んでいることが分かる書類またはその写し

(3)　個人事業者であって白色申告を行っている場合

イ　令和元年分の確定申告書第１表の控え

ロ　対象月の月間事業収入がわかるもの

ハ　申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

二　別表第１に定める本人確認書類のいずれかの写し

（宣誓事項）

第５条　次の各号のいずれにも宣誓したものでなければ、支援金を交付しない。

(1)　第２条の要件を満たしていること

(2)　第４条第２項の提出書類等に虚偽のないこと

(3)　次条の不交付要件に該当しないこと

(4)　町長及び町長の委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること

(5)　不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他刑法（明治４０年法律第４５号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、申請書に故意に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない支援金を受け、又は受けようとすることをいう。）等が発覚した場合には、規則第１７条の規定に従い支援金の返還を行うこと

(6)　別紙で定める暴力団排除に関する誓約事項

(7)　本要綱に従うこと

（不交付要件）

第６条　前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金は交付しない。

(1)　本支援金を既に受給したもの

(2)　国、法人税法別表第１に規定する公共法人

(3)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者

(4)　政治団体

(5)　宗教上の組織若しくは団体

(6)　前各号に掲げる者の他、本支援金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する者

（交付の決定）

第７条　町長は支援金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容を決定通知書（様式３号）により通知するものとする。

（提出書類等の特例）

第８条　申請者が中小法人等の場合には、第４条第２項の規定に関わらず、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる特例によることができる。

(1)　申請日が、その属する事業年度の直前の事業年度の確定申告の申告期限内であり、又は申告期限が延長されており、かつ当該確定申告を完了していない場合には、第４条第２項第１号イ及びロの証拠書類等について、対象月の属する事業年度の２事業年度前の確定申告書類で代替することができる。また、その他相当の事由により提出できないものと町が認めるときは、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入額を証明できる書類であって、税理士による押印及び署名がなされたもので代替することができる。

(2)　法人名が変更された場合（対象月の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）には、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。

(3)　別表第２の左欄に定める申請者は、それぞれ右欄に定める書類等を提出することで、交付の決定を行うことができるものとする。

２　申請者が個人事業者の場合には、第４条第２項の規定に関わらず、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる特例によることができる。

(1)　第４条第２項第２号及び第３号の書類等について、令和元年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合は、令和元年分の住民税の申告書類の控えで代替することができる。また、「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（令和２年４月６日国税庁）に基づき、令和元年分の確定申告が完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他の事由により提出できない場合は、平成３０年分の確定申告書等の控え又は平成３０年分の住民税の申告書類の控えで代替することができる。

(2)　別表第３の左欄に定める申請者は、それぞれ右欄に定める書類等を提出することで、交付の決定を行うことができるものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和２年６月８日から施行する。

　（支援金の内払い）

２　改正前の七ヶ浜町事業継続地域支援金交付要綱の規定に基づいて、申請者に交付された支援金は、改正後の要綱の規定による支援金の内払いとみなす。

附　則

この要綱は、令和２年７月２７日から施行する。

別表第１（第４条関係）

|  |
| --- |
| (1)　運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書） |
| (2)　個人番号カード（表面のみ） |
| (3)　写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ） |
| (4)　在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面） |
| (5)　住民票の控え及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方又は住民票の控え及び各種健康保険証の両方 |

別表第２（第８条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 項 | 提出書類等の特例 |
| １　令和元年１月から１２月の間に設立した法人である場合 | 令和元年１月から１２月までの間に法人を設立した場合であって、対象月の月間事業収入が、令和元年の月平均の事業収入に比べて２０％以上減少している場合、次の書類等の特例によることができる。１　第４条第２項第１号で定める書類等（令和元年中に複数の事業年度が存在する場合には、令和元年中の全ての事業に係るもの。）２　履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が令和元年１月１日から１２月３１日までの間であること。） |
| ２　月あたりの事業収入の変動が大きい場合 | 少なくとも令和２年中の任意の１ヶ月を含む連続した３ヶ月（以下「対象期間」という。）の事業収入の合計が、前年同期間の３ヶ月（以下「基準期間」という。）の事業収入と比べて２０％以上減少している場合であって、基準期間の事業収入の合計が、基準期間の属する事業年度の年間事業収入の５０％以上に相当する場合、次の書類等の特例によることができる。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の５０％以上に相当していなければならない。なお、対象期間の終了月は令和２年１２月以前とする。また、法人事業概要書に月次の事業収入が記載されていない場合、本特例を用いることができない。１　第４条第２項第１号で定める書類等（基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には、同号イの書類について、当該期間の全ての期間の分を月間事業収入がわかる形で提出すること。また、対象期間が複数の事業年度にまたがる場合には、同号ロの書類等について、当該期間の全ての期間の分を提出すること。） |
| ３　事業収入を比較する２つの月の間に合併を行っている場合 | 事業収入を比較する２つの月の間に合併を行った場合、次の証拠書類等の特例によることができる。ただし、令和元年以前に合併を行った法人はこの特例を適用できず、令和元年１月から１２月の間に合併した法人は、第１１条第３項第１号の特例を適用することを可能とする。 １ 第４条第２項第１号で定める証拠書類（第４条第２項第１号イについては合併前の各法人に係るものであり、令和元年中に複数の事業年度が存在する場合には、令和元年中の全ての月間事業収入がわかるものとする。また、第４条第２項第１号ロ及びハについては合併後の法人に係るものとする。） ２ 履歴事項全部証明書（合併年月日が事業収入を比較する２つの月の間であること。） |
| ４　連結納税を行っている場合 | 連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、第２条に規定する要件を満たす場合、次の書類等の特例によることができる。なお、この特例は、第８条で定める他の特例と併用することができる。 １ 第４条第２項第１号で定める書類等（確定申告書別表１の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替するものとする。 ） |
| ５　令和２年１月１日から３月３１日までに法人を設立した場合 | 令和２年１月１日から３月３１日までの間に法人を設立した場合であって、対象付きの月間事業収入が、令和２年１月から３月の月平均の事業収入に比べて２０％以上減少している場合、次の書類等の特例によることができる。１　設立後から申請する月までの全ての月間事業収入がわかるもの２　法人設立届出書（法人税法第１４８条） |
| ６　事業収入を比較する２つの月の間に個人事業者から法人化した場合 | 申請者は法人であるが、事業収入を比較する２つの月の間に個人事業者から法人化したため、書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、次の書類等の特例によることができる。ただし、令和元年以前に法人化した法人はこの特例を適用できず、令和元年１月から１２月の間に法人化した法人は、第８条第１項第１号の特例を適用することを可能とする。 １ 第４条第２項第１号で定める書類等（第４条第２項第１号イについては、令和元年分の法人化前の個人事業者に係るものとし、第４条第２項第１号ロ及びハについては、法人化後の法人に係るものとする。） ２ 法人設立届出書（法人税法第１４８条）又は個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２９条）（法人設立届書の場合は、法人設立届書の「設立の形態」欄において、「１ 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択しており、「整理番号：」に個人の確定申告に番号を記載していること。個人事業の開業・廃業等届出書の場合は、「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。 ） ３ 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が事業収入を比較する２つの月の間であること。 ） |
| ７　法人及び公益法人等（法人税法別表第２に規定する公益法人等に該当する法人）の場合 | 申請者が特定非営利活動法人、公益法人等である場合、次の書類等の特例によることができる。ただし、月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとする。 １ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかるもの（例えば、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入がわかるもの又はこれに類するもの。） ２ 対象月の月間収入がわかるもの（対象月の属する事業年度の年間収入がわかるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。） ３ 法人名義の振込先口座の通帳の写し ４ 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等 ５ その他町長が必要と認める書類 |

別表第３（第８条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 項 | 提出書類等の特例 |
| １　令和元年１月から１２月までの間に開業した場合 | 令和元年１月から１２月までの間に開業した場合であって、対象月の月間事業収入が、令和元年の月平均の事業収入に比べて２０％以上減少している場合、次の書類等の特例によることができる。１　第４条第２項で定める書類等２　次に掲げるいずれかの書類　イ　開業・廃業等届出書（所得税法第２２９条）（開業日が令和元年１２月３１日以前で、当該届出書の提出日が令和２年４月１日以前であり、税務署受付印が押印されていること。）　ロ　事業開始等申告書（地方公共団体が発行。）（事業開始の年月日が令和元年１２月３１日以前で、当該申告書の提出日が令和２年４月１日以前であり、受付印等が押印されていること。）　ハ　上記イ及びロ以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類（事業開始の年月日が令和元年１２月３１日以前であること。） |
| ２　月あたりの事業収入の変動が大きい場合 | 少なくとも令和２年の任意の１ヵ月を含む連続した３ヶ月（以下「対象期間」という。）の事業収入の合計が、前年同期間の３ヶ月（以下「基準期間」という。）の事業収入の合計と比べて２０％以上減少している場合であって、基準期間の事業収入の合計が、令和元年の年間事業収入の５０％以上に相当する場合、次の書類等の特例によることができる。ただし、基準期間が平成３０年にまたがる場合においても、基準期間の事業収入の合計が令和元年の年間事業収入の５０％以上に相当していなければならない。なお、対象期間の終了月は令和２年１２月以前でなければならない。また、所得税青色申告決算書において令和元年の月次の事業収入が記載されていない場合、本特例を用いることができない。１　第４条第２項第２号及び第３号で定める書類等（基準期間及び対象期間が複数年にまたがる場合には、第４条第２項第２号イ及び第４条第２項第１号イの書類等についても、当該期間の全ての期間分を提出する必要がある。） |
| ３　事業収入を比較する２つの月の間に事業の承諾を受けた場合 | 事業収入を比較する２つの月の間に事業を承継した場合、次の書類等の特例によることができる。ただし、令和元年以前に承継を受けた者はこの特例は適用できない。なお、令和元年１月から１２月の間に承継を受けた者は、第８条第２項第１号の特例を適用することを可能とする。１　第４条第２項第２号及び第３号で定める書類等（第４条第２項第１号イ及び第４条第２項第３号イについては、事業の承継を行った者の名義に係るものとする。）２　個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第２２９条）（「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、令和元年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されており、「開業・廃業等非」欄において開業日が令和２年１月１日から同年４月１日までの間とされており、提出日が開業日から１ヶ月以内で、税務署受付印が押印されていること。） |
| ４　平成３０年又は令和元年に発行された罹災証明書等を有する場合 | 平成３０年又は令和元年に発行された罹災証明書等を有する者の場合、次の書類等の特例によることができる。１　第４条第２項第２号及び第３号で定める書類等（第６条第４項第１号イ又は同項第２号イについては、罹災証明等を受けた年の前年分に係るもの。）２　罹災証明書等（平成３０年又は令和元年に発行されたものに限る。） |
| ５　令和２年１月１日から３月３１日までに開業した場合 | 令和２年１月１日から３月３１日までの間に開業した場合であって、対象付きの月間事業収入が、令和２年１月から３月の月平均の事業収入に比べて２０％以上減少している場合、次の書類等の特例によることができる。１　設立後から申請する月までの全ての月間事業収入がわかるもの２　次に掲げるいずれかの書類　イ　開業・廃業等届出書（所得税法第２２９条）（開業日が令和元年１２月３１日以前で、当該届出書の提出日が令和２年４月１日以前であり、税務署受付印が押印されていること。）　ロ　事業開始等申告書（地方公共団体が発行。）（事業開始の年月日が令和元年１２月３１日以前で、当該申告書の提出日が令和２年４月１日以前であり、受付印等が押印されていること。）ハ　上記イ及びロ以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類（事業開始の年月日が令和元年１２月３１日以前であること。） |